

私たちは「市民が市民を支える社会」をめざします

遺言と相続



認定NPO法人東葛市民後見人の会

独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業

目 次

遺言と相続	1
A. 遺言（書） ～遺言者の意思～	1
1. 何のために遺言を残すか	1
2. 誰に残したいか（相続させたいか）	1
3. 遺言をすることができる人（遺言能力）	1
4. 遺言は本人の最終意思	1
5. 遺言の行為	1
6. 主な遺言書の種類	2
(1) 公正証書遺言（民法第969条）	2
(2) 自筆証書遺言（民法第968条）	2
主な遺言書の種類（表）	3
B. 相続	4
1. 相続の主なきまり	4
2. 法定相続	5
(1) 配偶者相続人	5
(2) 血族相続人	5
(3) 法定相続分	6
(4) 法定相続の事例	6
3. 相続の手続き	8
4. 積極財産と消極財産	9
5. 相続の承認	9
6. 相続の放棄	9
7. 遺産分割協議書（例）	10

遺言と相続

A. 遺言（書） ～遺言者の意思～

遺言書は、自分の財産を自分の意思で自分の死後、誰にどの財産を配分するか記したものです。法律文書となるので、記入すべき事項が記載されていない場合は、遺言書の内容が無効になるので注意が必要です。

1. 何のために遺言を残すか

- ・ 被相続人（故人）が思いを反映するため
- ・ 相続人の間で争いが起きないようにするため
- ・ 法定相続人以外の個人の方に遺贈するため
お世話になった法定相続人になっていない姪や甥等に
- ・ 公益財団法人、NPO 法人、公共団体等へ寄付したい

2. 誰に残したいか（相続させたいか）

相続させたい人を決め、その方に相続してもらう財産をきめる。

- ・ 法定相続人
- ・ 法定相続人以外の親族
- ・ お世話になった施設、病院、団体
- ・ お世話になった個人の方

3. 遺言をすることができる人（遺言能力）

(1) 満 15 歳に達したもの（民法第 9 6 1 条）

(2) 成年被後見人のときにする遺言が認められるには、

一般的に成年被後見人になった後に作成された遺言は認められないが、事理を弁識能力を一時回復したときの遺言が認められる場合がある。

成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言するには、医師二人以上の立会いがなければならない。（民法第 9 7 3 条）

4. 遺言は本人の最終意思

遺言が複数あった場合は、

前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす。（民法第 1 0 2 3 条）

5. 遺言の行為

(1) 要式行為

要式行為とは、意思表示だけでは足りず、書面の作成を必要とするなど、法律上定められた一定の方式に従って行わないと不成立又は無効とされる法律行為です。例えば、日付が記載されていないだけで無効になる。

(2) 単独行為（×契約、×合同行為）

被相続人の意思で、一方的なものなので、相続人との合意にもとづいた契約ではありません。

夫婦で同じ遺言書に連名にして記載は、できません。

(3) 死因行為

行為者の 死亡によって効力の生ずる

6. 主な遺言書の種類

(1) 公正証書遺言（民法第969条）

手続き

- ① 証人二人以上の立会いが必要である。
- ② 公証人に口授する。
- ③ 公証人が、遺言者の口述を筆記する。
- ④ 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名、押印する。
- ⑤ 公証人が、これに署名、押印する。

特徴

- ① 公証役場にて原本が保管される。（120歳に達するまで）
- ② 遺言内容の明確化（専門の公証人が筆記する）
- ③ 口がきけない方、耳の聞こえない方や署名ができない方も可能になった。（筆談（平成12年1月から認められる））
- ④ 相続人等利害関係人のみが公証役場の公証人を通じて照会を依頼することができること（相続発生後）。
- ⑤ 費用がかかる。
- ⑥ 証人が必要である。

(2) 自筆証書遺言（民法第968条）

手続き

本人が自筆で遺言の全文・日付・氏名を書き押印する。

特徴

- ① 遺言者が自筆で、いつでも、どこでも作成できる。
- ② 証人はいない。
- ③ 費用がかからない。
- ④ 遺言を作成したことを秘密にできる。
- ⑤ 気軽に書き直しができる。
- ⑥ 不明確な記述内容により争いを引き起こすおそれあり。
- ⑦ 保管が難しい（紛失・焼失・隠匿）。
- ⑧ 発見されないおそれがある。
- ⑨ 家庭裁判所にて検認の手続きを要する。

＊ 検認とは

遺言書（公正証書による遺言を除く。）の保管者又はこれを発見した相続人は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければなりません。また、封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会の上開封しなければならないことになっています。

検認とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。

＊ 遺言執行者

遺言者に代わり遺言書の内容通りに遺産を相続人、受遺者に実際に財産を移転する作業を行う者

主な遺言の種類（表）

種 類	公正証書遺言	自筆証書遺言	秘密証書遺言
作成方法（証書）	本人が口述し、公証人が筆記する。	本人が自筆で遺言の全文・日付・氏名を書き押印する。＊ワープロ不可。＊加除、訂正をする際には厳格な定めあり。	本人の自筆でなくても構わない。署名、押印は必須。封印すること。
作成場所	公証役場	自由	公証役場
証人	二人以上	不要	二人以上
証書の署名・押印	本人、公証人、証人	本人	本人
家庭裁判所の検認	不要	必要	必要
開封手続き	不要	家庭裁判所	家庭裁判所
封印	—	条件となっていない。	必要
封紙	—		本人、公証人、証人の署名、押印、日付
民法	第969条	第968条	第970条

(参考)

公正証書（遺言公正証書）を作成するために
公証人と打ち合わせするときに用意する書類です（各1通）。

- ① 遺言者の印鑑証明
- ② 財産をもらう人の住民票
- ③ 遺贈または相続させる財産
 - a. 土地、建物
登記簿謄本（法務局出張所）
固定資産税通知書または固定資産評価証明書
借地契約書（借地の場合）
 - b. 金融資産
預貯金（銀行名、支店名、種類、口座番号）
株、債券の株数、口数等がわかる書類）
 - c. その他

B. 相続

一般的には、法定相続人が相続人となる。法定配分に沿って、遺産を相続します。遺言書がある場合は、遺言書に従って遺産を相続します。相続人が遺産の分割について協議し、相続人が、その遺産分割に合意すれば、その遺産分割が優先します。

まずは、遺言書が残されているか、法定相続人が誰であることを確認する。

1. 相続の主なきまり

- (1) 遺言による相続を優先する。
- (2) 法定相続人の間で、遺産分割協議が行われ、その合意のもとに作成された遺産分割協議書がある場合は、遺言に関わらず、遺産分割協議書に基づいて相続される。（遺贈等がない場合）
- (3) 相続人は、配偶者相続人と血族相続人である。

配偶者相続人：配偶者は、常に相続人になる。ただし、正式（法的）に婚姻関係にある者。

血族相続人：次の順位で相続人となる。

- 第1順位 被相続人の子及びその代襲相続人（孫、ひ孫等）
- 第2順位 被相続人の直系尊属（親等の近い者を先にする）
- 第3順位 被相続人の兄弟姉妹及びその代襲相続人（姪、甥まで）

(4) 遺留分

遺言により、相続を受けられない場合でも、法定相続人は、最低限相続できる割合（遺留分）が保証される。その場合は、相続人に遺留分を減殺請求する。

- ・配偶者と子の組み合わせ：各々法定相続分の2分の1
- ・配偶者と直系尊属の組み合わせ：各々法定相続分の2分の1
- ・配偶者と兄弟姉妹の組み合わせ：配偶者 全体の2分の1
兄弟姉妹 なし

(5) 遺産分割の話し合い

遺言が優先するが、相続人全員が遺産分割協議書に合意すれば、遺産分割協議書の通りとなる。

法定相続分が目安となる。

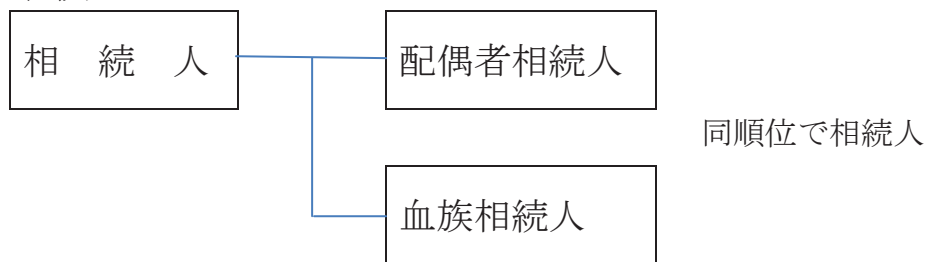
遺産分割の合意がされない場合、家庭裁判所に調停を申請する。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、遺産に属する物又は権利の種類及び性質その他一切の事情を考慮して、審判をすることになる。

- (6) 婚外子（非嫡子）は、認知されれば相続人で、法定相続分は、嫡子と同じ。
- (7) 養子の法定相続分は、実子と同じ。
- (8) 半血兄弟姉妹法定相続分は、全血兄弟姉妹の2分の1

2. 法定相続

相続人



(1) 配偶者相続人

- ・被相続人の配偶者は、常に相続人である。
- ・配偶者は、正式に婚姻関係のあるもの。

(2) 血族相続人

次の順位で相続人となる。

第1順位	被相続人の子およびその代襲相続人
第2順位	被相続人の直系尊属（親等の近いものを優先とする）
第3順位	被相続人の兄弟姉妹およびその代襲相続人（甥、姪まで）

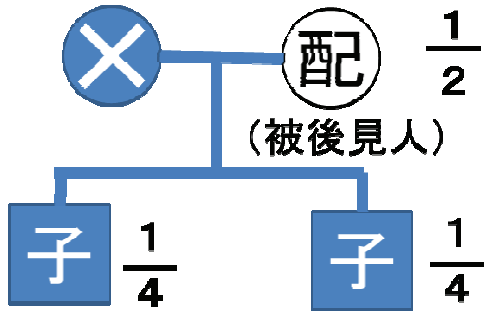
(3) 法定相続分

(配偶者相続人と血族相続人)

配偶者 相続人	血族相続人		
	子	直系尊属	兄弟姉妹
1/2	1/2		
2/3		1/3	
3/4			1/4

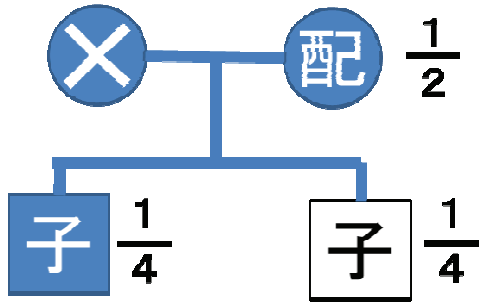
(4) 法定相続の事例

① 配偶者と子供二人



◆配偶者の遺留分は
法定相続分の2分の1

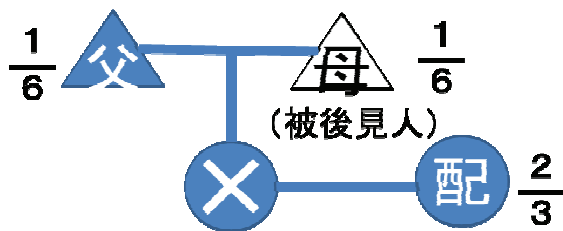
$$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$$



◆子の遺留分は
法定相続分の2分の1

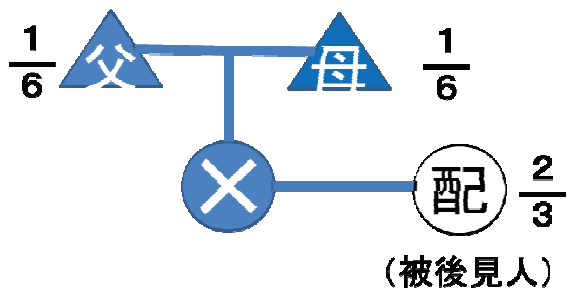
$$\frac{1}{4} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{8}$$

② 配偶者と亡くなったかたの両親 (法定相続人3人)



母の遺留分は
法定相続分の2分の1

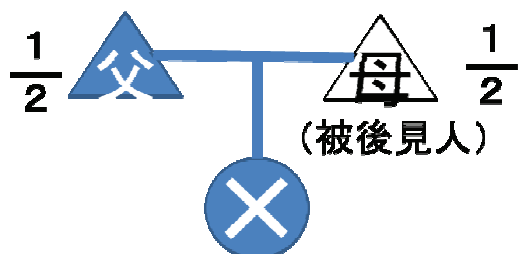
$$\frac{1}{6} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{12}$$



配偶者の遺留分は
法定相続分の2分の1

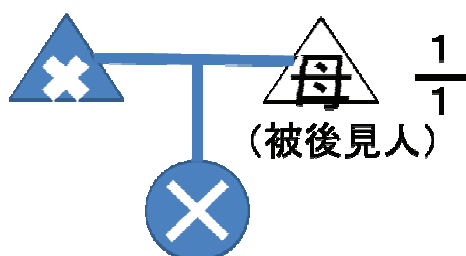
$$\frac{2}{3} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{3}$$

③一人っ子と亡くなった方の親（法定相続2人）



母の遺留分は
法定相続分の3分の1

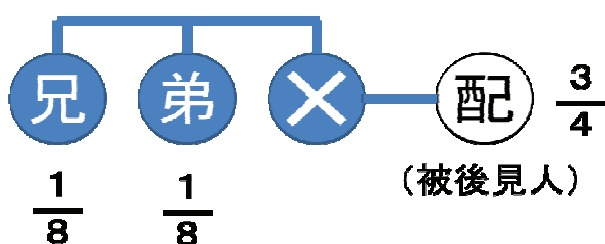
$$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$$



母の遺留分は
法定相続分の3分の1

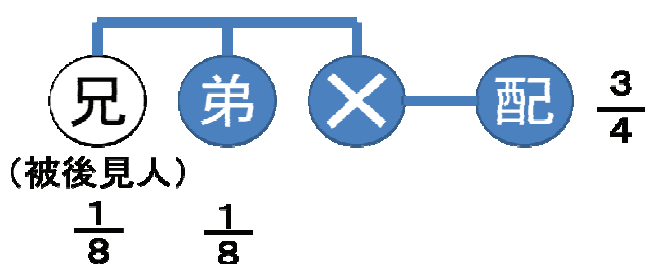
$$\frac{1}{1} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{3}$$

④ 配偶者と亡くなった方の兄弟（法定相続人3人）



配偶者の遺留分は
相続全体の2分の1

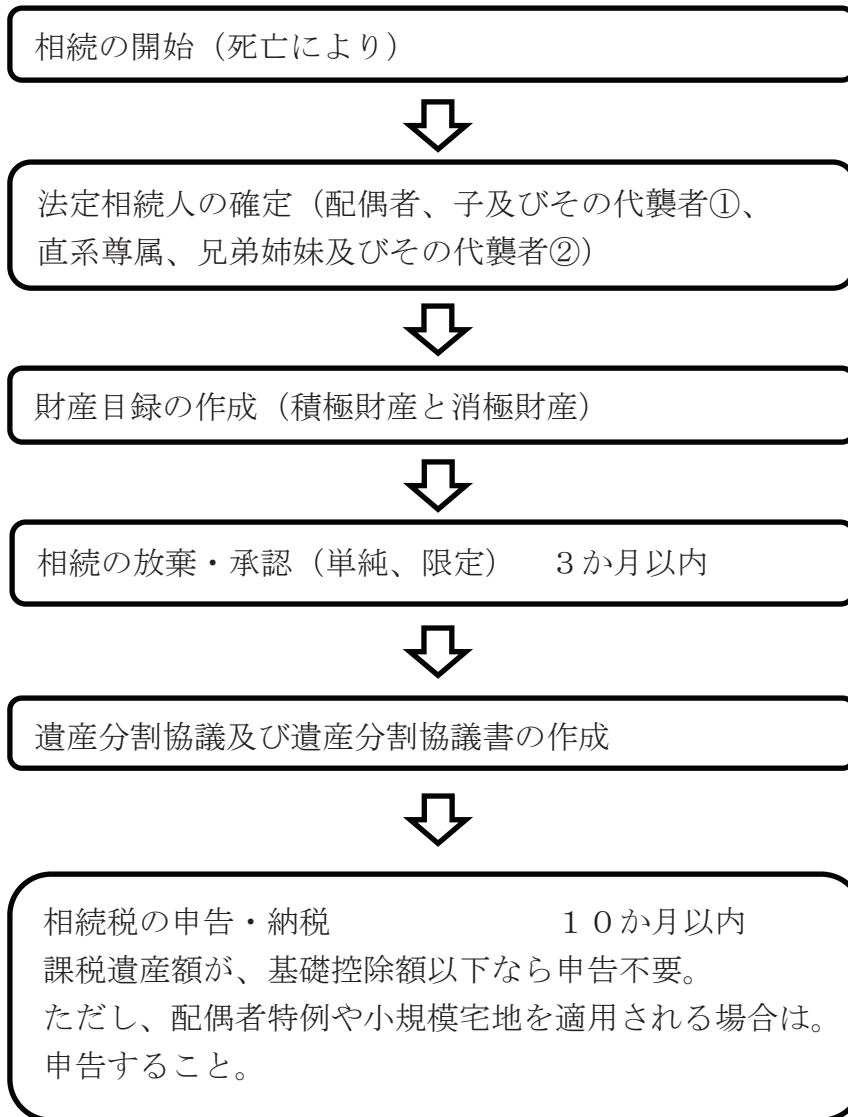
$$\frac{1}{2}$$



兄弟の遺留分は
なし

$$\frac{1}{8} \times \underline{0} = 0$$

3. 相続の手続き



4. 積極財産と消極財産

(1) 積極財産（資産）：プラスの財産

預貯金、有価証券（株・債権）、土地、建物、
貸付金、美術品、貴金属、自動車、借地権等

(2) 消極財産（負債）：マイナスの財産

住宅ローン、借入金、カード未払い金、保証債務
敷金、税金の未払い金等

5. 相続の承認

(1) 単純承認

- ・すべての財産を引き継ぐこと（プラスの財産+マイナスの財産）
- ・単純承認とみなされる。（①～③の行為をしたとき）
 - ①相続財産の全部又は一部を処分したとき
 - ②期間内（3ヶ月）に限定承認又は相続の放棄をしなかったとき
 - ③限定承認又は相続の放棄をした後であっても、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこれを相続財産目録中に記載しなかったとき

(2) 限定承認

- ・相続人全員の合意が必要である。
- ・相続した積極財産の範囲内で消極財産の返済の義務を負う。
 - ①積極財産と消極財産のいずれが多いか分からない場合
 - ②消極財産の方が多いため放棄したいが、どうしても相続したい財産がある。

6. 相続の放棄

- ・ 単独で出来る。
- ・ 相続を放棄すると、初めから相続人ではなかったことになる。
よって、その子が代わりに相続する代襲相続はなくなる。

	期限	申し出る場所	申し出る人	提出する書類	添付する書類
限定承認	相続人が、自己のために相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内	被相続人が死亡した住所地の家庭裁判所	相続人全員	限定承認の申述審判申立書	① 相続人全員の戸籍謄本 ② 相続人全員の印鑑 ③ 被相続人の戸籍謄本 (除籍を含めます) ④ 財産目録
放棄			放棄したい人だけ	相続放棄申述書	① 相続放棄する人の戸籍謄本 ② 相続放棄する人の印鑑 ③ 被相続人の戸籍謄本 (除籍を含めます)

7. 遺産分割協議書（例）

本籍 県 市 町 丁目 番号
最後の住所 県 市 何町 何丁目 何番 何号
被相続人 甲野太郎（平成何年何月何日死亡）上記の者の相続人全員は、被相続人の遺産について協議を行った結果、次の通り分割することに同意した。

1. 相続人青山緑子は次の遺産を取得する。

【土地】

所在地 ○市 ○○町 ○丁目
地番 ○番 ○
地目 宅地
地積 280.00㎡

【建物】

所在地 ○○市○○町○丁目
家屋番号 ○番○
種類 木造
構造 瓦葺2階建
床面積 1階 58.12㎡
2階 40.00㎡

2. 相続人赤木一郎は次の遺産を取得する。

【現金】 金5,000,000円

【預貯金】

○○銀行○支店 普通預金 口座番号
○○銀行○支店 定期預金 口座番号

【株式】

○○株式会社 普通株式 100株

3. 本協議書に記載のない遺産及び後日判明した遺産については、相続人青山緑子がこれを取得する。以上のとおり、相続人全員による遺産分割協議が成立したので、本協議書を2通作成し、署名押印のうえ、各自1通ずつ所持する。

平成○○年○○月○○日

相続人青山緑子の署名押印】

住所
氏名 実印

【相続人赤木一郎の署名押印】

住所
氏名 実印

あとがき

相続は「争族」と言われるように相続で親族が争うケースが増えています。一般的には「争続」にならないために遺言を残す方も増えています。しかし、遺言の内容によっては、遺言がない方が良い場合も見受けられます。例えば、相続人の一人に多く遺産分割する遺言を残したときは、そのほかの相続人は納得できないで、遺言を残した被相続人だけでなく、多くの遺産を受けた相続人に対して不信感がつのることになります。

特にこのような遺言は仲の良かった相続人が、遺言の内容によって不仲になる場合が見受けられます。遺言を書く場合は、自分の思いだけでなく、相続人の立場にたって思うことも大切です。

後見人は、ご本人（被後見人）が相続人になるときに、ご本人に代わって不利益にならないように、少なくとも法定相続分を受けられるように他の相続人と協議することになります。また、法定相続人に該当しているが、遺言により相続を受けられない場合でも、遺留分をご本人のために確保する立場にあります。

2016年には、相続についても民法改正が予定され、相続の配分についても配偶者を厚遇する検討がされています。相続が発生したときは、判例や法改正等があるので、そのときの最新の法律等を確認し対応するのが望ましい。本「遺言と相続」が、被相続人の思いが通じ、相続する方々が納得できるような遺言にちかづいて頂ければ幸いです。

執筆者紹介 青木 敏郎（あおきとしろう）

慶應義塾大学工学部卒。日本電気株式会社にて、日本電信電話公社（現 NTT）および国際電信電話株式会社（現 KDDI）との電子交換機、デジタル交換機の共同開発に従事し、日本の電話網構築に携わる。新世代通信網協議会にて光ファイバーを利用したマルチメディア実験に参画し、臨場感図書館の遠隔利用実験やビデオ・オン・デマンド等の利用実験に携わる。定年退職を目の前にして老後のライフプランニングの必要性を痛感し、ファイナンシャル・プランナーとして事務所を開設する。2010年日本FP協会「くらしとお金のFP相談室」にて、多数の相談に携わる。その後、老後のライフプランには成年後見制度をさけて通れない課題の一つとして市民後見人の普及活動に携わる。CFP（日本FP協会）。1級ファイナンシャル・プランニング技能士。監理技術者。日本成年後見法学会会員。当会理事。

認定NPO法人東葛市民後見人の会

研修委員会

平成27年3月作成

本部 〒270-1132 千葉県我孫子市湖北台5-20

電話・FAX 04-7187-5657

Email: Info@in-kouken.org

URL <http://t-shimin-kouken.org>

支部 我孫子、柏、鎌ヶ谷、流山、野田、松戸

